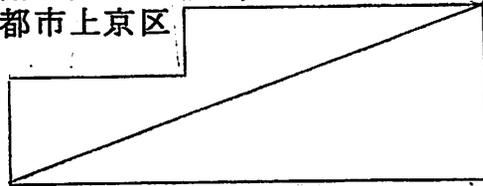


裁 決 書

審査請求人
京都市上京区



上記審査請求人から平成24年3月27日付けで提起の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく平成24年1月27日付けの生活保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

京都市上京福祉事務所長が審査請求人に対して行った本件処分を取り消す。

理 由

1 審査請求の要旨

審査請求人（以下「請求人」という。）は、京都市上京福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った本件処分に対し、次の理由により処分の取消しを求める。

（理由）

指導指示の不履行を理由に保護を停止されたが、就労指導に対しては、就労の努力をしてきた。また、自らの意思で求職活動を中断したものではない。雇用に至らなかったからといって、保護の停止を行うことは納得することができない。

2 処分庁の弁明の要旨

- (1) 平成21年8月18日、請求人は、処分庁に対し、法に基づく保護を申請し、処分庁は、保護を開始した。
- (2) 平成21年8月24日、処分庁は、医師の検診書を踏まえ、請求人が稼働能力を活用することは可能と判断し、就労開始の援助を行うこととした。
- (3) 平成23年10月31日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、請求人の求職活動支援のため、ジョブトライ事業への参加を勧める方針を決定し、同年11月1日、請求人から、同事業への参加の同意を得た。
- (4) 平成23年12月5日、処分庁は、請求人から、紹介された仕事が気に入らなかったため、ジョブトライ事業への参加を断る旨の報告を受けた。処分庁は参加を継続するよう促したが、請求人は聞き入れなかった。
- (5) 平成23年12月6日、処分庁は、請求人に対して、平成24年1月10日を履行期限として、月収6万円以上の仕事に就くことを求める文書指示（以下「本件指示」という。）を行った。
- (6) 平成24年1月13日、処分庁は、請求人から、指示の不履行についての弁明を以下のとおり聴取した。

ア 本件指示の履行期間の間、請求人は、ハローワーク、ネットカフェ、図書館等を利用して求職活動を行い、また、店頭の求人募集に応募したものの就労には至らなかったこと。

イ ジョブトライ事業を中断したのは、途中でやる気のなさを指摘されるとともに、希望に反する仕事を紹介されたためであり、また、物事に熱くなる性格ではないため、意欲がないと思われたかもしれないこと。

そして、処分庁は、請求人の求職活動申告書により、平成23年12月6日から平成24年1月10日までの期間において、求職活動を行ったのは14日間であり、ハローワーク等での求人情報検索にとどまるものが多く、

- 稼働能力の活用のため十分な努力を行ったとは認められないと判断した。
- (7) 平成24年1月27日、処分庁は、平成24年2月1日付けで保護を停止する本件処分を行い、同月2日、請求人に保護決定通知書を郵送した。
- (8) 法第4条第1項は、生活困窮者が稼働能力その他のあらゆる資産を活用することを保護の要件としており、法第27条は、保護の実施機関は被保護者に対し、保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる旨規定している。
- (9) 処分庁は、医師の検診書を踏まえ、請求人には療養が必要な傷病はなく、稼働が可能であると判断し、請求人に対して稼働能力の活用を求める方針を決定した。
- (10) 稼働能力の活用については、処分庁は、請求人の求職活動を支援するため、自立支援プログラムやジョブトライ事業への参加を提案する等、実践的かつ効率的な求職手段を助言し、きめ細やかな援助に努めてきた。
- (11) しかし、請求人は、自立支援プログラムについては、6箇月間の登録期間中、1度も採用面接を受けることなく、ジョブトライ事業については、請求人から参加を断り、処分庁が参加を促しても聞き入れなかったため、処分庁は、法第27条の規定により稼働能力の活用を求める趣旨の指示を文書により行ったものである。
- (12) その後、請求人は求職活動を行い、平成23年12月6日から平成24年1月10日までの1箇月間の求職活動について報告しているが、以下の点から、処分庁は、請求人は稼働能力の活用のため十分に努力したとはいえないと判断した。
- ア これまで、処分庁は、職種を問わずとにかく求職し、積極的に採用面接の申込みを行うよう再三にわたって指導してきたにもかかわらず、土日及び正月を除く平日であっても特段の活動のない日が散見され、求職活動の報告のあった14日についても8日は求人情報の検索にとどまっていること。
- イ 請求人としては、ハローワークを利用する回数を増やした上で、単に求人情報の検索にとどまらず、積極的に採用面接の申込みをすることができたはずであり、ハローワークで求人した場合には、1回当たり最大5件まで採用面接の申込みをすることができることから、4件の面接に止まらず、より多くの採用面接を受けることができた可能性が極めて高いと判断されること。
- (13) なお、月収6万円以上の収入を得られる仕事に就くことを求めた指示については、例えば、京都府内の最低賃金の時給751円を基準として、1日に5時間、月に16日程度の就労で達成が可能であり、稼働能力の活用に特に問題のない30代の男性にとって、著しく困難な条件ではないと考える。
- (14) 以上により、本件処分に違法又は不当な点はないことから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

3 反論の要旨

(1) 本件指示について

医師から、稼働能力について医学的な問題はない旨の診断を受けたが、現在まで1度も就職の経験がなく、外出の機会も少ないこと等から、社会にうまく適合できていない状況にあるとも言われていた。また、自立支援プログラムやジョブトライ事業に参加したのも、就職活動のやり方が分からなかったためである。このような経緯から考えても、現時点において、処分庁が想定する程度の稼働能力が請求人にあるか疑問である。さらに、指示の履行期間は、年末年始に当たり、30代で仕事の経験がない請求人にとって、募集は少ないのが現状である。

このような事情からすると、本件指示は請求人にとって厳しい要求で

あり、適切なものではない。

なお、指示書、弁明供与通知書及び保護決定通知書の記載に一貫性がなく、保護停止の理由が不明確であり、疑問がある。

(2) 本件指示の不履行について

自立支援プログラムやジョブトライ事業に参加し、できる限りの努力をしてきたつもりである。そういった努力は、就労支援員やカウンセラーを通じて処分庁に伝わっているものと思うが、ケースワーカーとはこの件について十分な話をしたことがなかった。

4 審査庁の認定事実及び判断

(1) 認定事実

ア 平成21年8月18日、請求人は、処分庁に対し、法に基づく保護を申請し、処分庁は、保護を開始した。

イ 平成23年10月31日、処分庁は、請求人の求職活動支援のため、ジョブトライ事業への参加を勧める方針を決定し、同年11月1日、請求人から同事業への参加の同意を得た。

ウ 平成23年12月5日、処分庁は、請求人から、ジョブトライ事業への参加を断る旨の報告を受け、同事業への参加の継続を促したが、これも拒否された。

エ 平成23年12月6日、処分庁は、請求人に対して、本件指示を行った。指示の内容は、月収6万円以上を得られる仕事に就くことであり、指示の理由は、就労阻害要因がないにもかかわらず稼働能力を活用せず、ジョブトライ事業参加についても自らの意思で中断したためとされ、履行期限は、平成24年1月10日であった。

オ 平成24年1月13日、処分庁は、請求人から、本件指示の不履行に対する弁明として、履行期限までの間はハローワーク等を利用して求職活動を行ったが就労には至らなかったこと及びジョブトライ事業を中断した理由等を聴取した。

カ 平成24年1月27日、処分庁は、請求人に対し、本件指示の不履行を理由に同年2月1日付けで保護を停止する本件処分を行い、同月2日に決定通知書を郵送して通知を行った。

(2) 判断

ア 本件処分は、請求人が法第27条の規定による文書指示に従わなかったことを理由として、処分庁が法第62条第3項の規定により請求人の保護の停止を行ったものである。

イ 法第62条第1項は、被保護者が法第27条の指導指示に従う義務があることを規定し、法第62条第3項は、被保護者が指導指示に従う義務に違反したときは、保護の実施機関は保護の停止又は廃止を行うことができると規定している。

ウ そして、昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」（以下「局長通知」という。）第11の2の(4)及び同日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（以下「課長通知」という。）第11の1により、また、平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（以下「適正運営の手引」という。）Ⅱの4の(5)を踏まえると、被保護者が正当な理由なく文書指示に従わない場合には、保護の実施機関は法第62条第4項の規定による手続を経て、同条第3項の規定により保護の停止等を行うことができるものと解される。

エ そこで、請求人が正当な理由なく本件指示に従わなかった場合と認められるか検討する。

(ア) 法第27条第1項及び第2項は、保護の実施機関は、被保護者に対

して、生活の維持、向上、その他「保護の目的達成に必要な」指導又は指示ができると定める一方で、指導指示は、被保護者の自由を尊重し、必要最小限度の範囲で行われなくてはならないと規定し、また、同条第3項は、指導指示は被保護者の意に反して強制し得るものでないと規定している。

- (イ) そして、法第27条の指導指示に関して、局長通知第11の2の(2)は、傷病その他の理由により就職していなかった者等に対する指導指示に当たっては、本人等による求職活動を促すものと定めており、就職すること自体を指導指示の内容とすることは示されていない。また、適正運営の手引Ⅱの1の(2)のイは、文書による指導指示は、理由、内容及び対象者等を分かりやすく、具体的に記載するものと示しており、義務の範囲を明らかにするよう配慮している。

これらを考慮すると、同条の趣旨として、文書指示に従わなかった場合には、保護の停止等という重大な不利益処分にかかることがあるため、指示内容は具体的かつ本人の努力で実現可能なものとするべきことが要請されているものと解される。

- (ウ) これを本件についてみると、生活保護制度上、稼働能力については法第4条第1項において資産等と並び、それを活用することが「要件」とされており、それを満たさなければそもそも保護が受けられないというものであるから、請求人に稼働能力の活用を求めることについては法制度に則ったものと認められる。

他方、本件指示の内容は、「月収6万円以上を得られる仕事に就く」というものであるところ、処分庁の就労支援方針を考慮すると、ここでいう「仕事に就く」とは、いわゆる労働契約の締結を求めているものと考えられる。しかし、労働契約は当事者間の合意によって成立するものであり、合意に至るには請求人以外の者の行為を必要とするため、本件指示の内容は、請求人の努力のみで実現可能か不明なものといえ、法第27条をはじめとする法制度で求められている適切な指導指示の趣旨を顧みない不合理なものといわざるを得ない。

- (エ) したがって、本件指示は不合理なものであるから、請求人が正当な理由なく本件指示に従わなかった場合とは認められない。

オ 以上から、本件処分は、法第62条第3項の要件を満たすことなく請求人の保護を停止したものであるため違法である。

カ よって、請求人の主張に理由があるものと認め、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成24年10月10日

京都府知事 山田 啓

